

令和8年9月吉日

お客さま各位

烏山信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」及び全国銀行協会が定めた自主行動計画に示された「2026年度末（2027年3月末）までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにする」との目標を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化を目指しております。

その一環として、当金庫では、「2027年3月末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、手形・小切手の最終振出期限を2027年9月30日（水）といたしました。

つきましては、上記の取組みに伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2026年9月28日（月）

2. 当座勘定規定の新旧対照表は、以下の通りです。

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

（改定箇所のみ記載し、下線部分が改定箇所です）

新	旧
1.（当座勘定への受入） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行（金庫）を支払人および支払場所とする手形ま</u>	1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>（追加）</u>

たは小切手は、支払金融機関が定める最終振出期限までに振り出されたものに限りです。

(2) ～ (4) 省略

7. (手形、小切手の支払等)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

(2) 省略

(3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。

A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。

B 小切手を使用する方法。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

8. (手形、小切手用紙)

(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出して
ください。

(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。

(3) ～ (4) 省略

(削除)

(2) ～ (4) 省略

7. (手形、小切手の支払 (追加))

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には当座勘定から支払います。

(追加)

(2) 省略

(3) 当座勘定の払戻し の場合に (削除) は、小切手を使用し (削除) てください。

(追加)

(追加)

8. (手形、小切手用紙)

(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。

(追加)

(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること (追加) を確認してください。

(3) ～ (4) 省略

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。(削除)

(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

1 2. (手数料等の引落し)

(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 または払戻請求書 によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

(2) 省略

1 3. (支払保証)

小切手の支払保証はしません。

1 6. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手、払戻請求書 または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) ～ (3) 省略

1 7. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、

(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

1 2. (手数料等の引落し)

(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 (追加) によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

(2) 省略

1 3. (支払保証に代わる取扱い (削除))

小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
(削除)

1 6. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手 (追加) または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、(追加) 諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) ～ (3) 省略

1 7. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、

小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または、振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略 18. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 省略 以上	小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> (2) 省略 18. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> (2) 省略 以上
--	--

以上